

平成 29 年度 国内需要安定化事業
旬香周島おきなわ 家族旅誘客プロモーションツール増刷業務
一般競争入札 募集要綱

1. 件名

平成 29 年度 国内需要安定化事業
旬香周島おきなわ 家族旅誘客プロモーションツール増刷業務

2. 趣旨

この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が実施する「旬香周島おきなわ 家族旅誘客プロモーションツール増刷業務」（以下「本業務」という。）について、一般競争入札にて委託事業者を決定するための必要な事項を定めるものとする。

3. 目的

沖縄県から委託を受け一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）が行う沖縄の旬の魅力や楽しみ方を提案し、発信する「旬香周島おきなわプロモーション」の一環として、夏季の誘客を目的とし、誘客のメインテーマを「家族旅行」と定めた家族旅行キャンペーンを実施している。本業務は、その PR ツールの一つとして作製しているリーフレットの一部修正及び増刷を行う。

4. 委託業務内容

本一般競争入札（以下、「競争入札」という。）の委託業務内容については、別紙「旬香周島おきなわ 家族旅誘客プロモーションツール増刷業務委託仕様書」のとおりとする。

5. 委託期間

委託期間は契約締結日から平成 29 年 6 月 30 日（金）までとする。

6. 入札参加資格

競争入札参加資格者は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団の構成員等」と略記）。
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。

- (4) 沖縄県内に本社、支社又は営業所等を有し、自社内で本業務（印刷業務）が実施できること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した同様の業務内容の実績（財務規則第100条第2項第3号）を有すること。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務を受託するにあたり、応募者以外の企業、団体又は個人への再委託は行わないこと。
- (8) 沖縄県より指名停止措置を受けていないこと。

7. スケジュール

入札に係る手続及び日程は以下のとおりとする。

- (1) 入札参加資料の配布期間及び場所

配布期間：平成29年4月17日(月)から平成29年4月28日(金)12:00(正午)まで
配布場所：OCVB WEB サイトからのダウンロード(<http://www.ocvb.or.jp/>)

- (2) 質問受付及び回答

質問受付：平成29年4月17日(月)から平成29年4月21日(金)12:00(正午)まで
※質問は質問書(様式5)に記載の上、E-mailでの受付とし、電話等その他の方法では受け付けない。

質問回答：参加者へメールにて案内。

- (2) 入札参加申込

提出期間：平成29年4月17日(月)から平成29年4月28日(金)15:00必着
提出方法：入札参加申込書(様式1)に必要事項を記載の上、原本を郵送または持参
提出先：(一財)沖縄観光コンベンションビューロー

誘客事業部 国内プロモーション課 橋本/座波/高橋 あて

※提出期限を過ぎてからの参加申込は認められない。

- (3) 入札日時・場所

平成29年5月1日(月) 14:00開始
沖縄産業支援センター2階 203-2号室

- (4) 入札提出書類

提出書類は入札書(様式2)とする。

※入札者印は代表印(丸印・角印等)又は代理人として委任を受けた者の印のみ有効とする。

8. 入札方法

OCVBが指定する入札日に所定の入札書を入札箱に投函しなければならない。FAX、電子メールでの提出は一切受け付けない。また、代理の者が入札する場合は、必ず委任状(様式3)を提出すること。

9. 入札保証金

免除

10. 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 落札者の決定

落札者は以下により決定するものとする。

- (1) 有効な入札書を提出したものであって、OCVB会計規程第45条に基づいて作成された予定価格の制限範囲内、且つ最低制限価格以上の最低落札価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 最低落札価格により受託事業者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、当該者の次に低い価格をもって入札をしたものを委託事業者とすることがある。
- (3) 最低価格で同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて決定するものとする。
- (4) 開札をした場合において、競争入札参加者のうち予定価格の制限に達した入札が無いときは、3回を限度とし、直ちに再度の入札を行う。但し、最低制限価格を下回る入札者においては、再入札の権利を得ないものとする。3回目の入札後、予定価格の制限に達した入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、入札金額が予定価格に最も近い競争加入者と協議の上、随意契約を結ぶものとする。
- (5) 入札をしたものは、入札後、本要綱及び仕様書等についての不知または不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12. 入札無効

以下の(1)から(4)までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格が無いものが入札。
- (2) 同一業者が入札した2以上の入札。
- (3) 入札書の記載事項に誤記載又は記入漏れがあるもの。
- (4) 提出書類に所定の押印が無いもの。